

お知らせ

市県民税による住宅ローン控除の調整措置が設けられました

住宅ローン控除は、所得税で行われている制度ですが、所得税から市県民税への税源移譲により納める所得税額が減ったため、住宅ローン控除限度額が納める所得税額を上回る場合があります。この場合、所得税だけでは控除できなくなります。

そこで、税源移譲の前後で税負担が変わらないようにするため、市県民税による住宅ローン控除の調整措置が設けられ、住宅ローン控除の既存適用者で、平成11年から平成18年末までの間に新築して入居した人に限り、所得税だけで控除できなかつた場合は、翌年度の市県民税で控除できるようになりました。

平成20年度に、この調整措置を受けた場合は、平成20年3月17日までに減額申請書を、確定申告を行う人は税務署へ確定申告書とともに提出し、確定申告を

行わない人は市へ提出してください。

【問い合わせ】

市民税課
☎0994-432111
内線3114・3115

夜間・休日の納税及び納税相談を実施

市では、夜間・休日の納税及び納税相談を実施します。

●日時 11月26日(月) 12月2日(日)

(平日夜間) 17時～19時 (土・日) 9時～17時

【問い合わせ】

市収納管理課
☎0994-311155

鹿屋市総合計画の出前講座を開催

市では、「鹿屋市総合計画」や「まちづくり」等に関する出前講座を開催しています。市民の皆さんのご意見をお聞かせください。開催を希望する人は、お

問い合わせください。

【問い合わせ】

市企画調整課
☎0994-311125

休日HIV相談・検査を実施

12月1日(土)の「世界エイズデー」を中心とした11月16日(金)から12月15日(土)までの1か月間は、「鹿児島レッドリボン月間」です。

レッドリボンは、HIV感染者・エイズ患者への理解と支援の意志を示すためのシンボルマークです。

エイズ・HIVに関する正しい知識の普及や受検しやすい環境の整備を図るため、休日HIV相談・検査を実施します。

【問い合わせ】

鹿屋保健所
☎0994-433107

【問い合わせ】

日時 12月1日(土) 10時～15時

場所 鹿屋保健所

内容 エイズ・HIVに関する相談及びHIV即日検査(匿名で受検でき原則無料・検査から結果判明まで1時間程度)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日(月)から16日(日)までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しながら北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、またその抑止を図ることを目的に、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

【問い合わせ】

鹿児島地方務局
☎099-259-0684

第59回人権週間

国連は、昭和23年12月10日に世界人権宣言が採択されたことを記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月4日(火)から10日(月)ま

でを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っており、県内でも様々なイベントが開催されます。

●人権週間の強調事項

- 女性の人権を守ろう。
- 子どもの人権を守ろう。
- 高齢者を大切にする心を育てよう。
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう。
- 外国人の人権を尊重しよう。
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう。
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう。
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう。
- 性的指向を理由とする差別をなくそう。 など

人権問題の解決のため、法務局と人権擁護委員は、様々な人権に対する相談を受け付けています。

特設人権相談

家族の問題、財産、相続、多重債務の問題、差別、いじめなどの問題で困っている人を対象に、人権相談が行われます。お気軽にご相談

談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●日時 12月4日(火) 10時～15時

●場所 中央公民館、吾平振興会館、輝北総合福祉センター、串良公民館

【問い合わせ】

鹿児島地方務局鹿屋支局
☎0994-436790

犯罪被害者週間

11月25日(日)から12月1日(土)は犯罪被害者週間です。

犯罪被害者が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、平穏に暮らせるようになるためには、地域の人々の理解や協力が必要です。

特別相談ホットライン

●受付時間 9時～17時 (犯罪被害者週間期間中)

※通常は火・土曜日の10時～16時

●専用電話

☎099-226-8341

【問い合わせ】

かごしま犯罪被害者支援センター事務局
☎099-805-7830

11月は「児童虐待防止推進月間」です

最近、連日のように児童虐待による悲しい事件が報道されています。また、児童虐待の相談や育児不安による子育て相談も増加しています。児童虐待は、次の4つに分類されます。

- 身体的虐待 殴る、蹴る、タバコの火を押し付けるなど
- 性的虐待 子どもへの性的暴力、性的行為の強要など
- ネグレクト(育児放棄) 子どもに食事を与えない、登校・登園をさせない、病気やケガをしても病院を受診させない、その他子どもの健康や健全な発達を損なう行為など
- 心理的虐待 脅迫、無視、兄弟姉妹間での差別、子どもの前で家庭内暴力など

このような児童虐待が起こる背景には、親の育児に対する不安や負担感、しつけに対する理解不足、地域における家庭の孤立化などがあるとされています。

また、児童虐待防止法では、こうした虐待を受けている子どもに気付いたときはもちろん、「虐待を受けたのでは」と疑われる場合も通告することが義務付けられています。

虐待かどうかは、市や児童相談所が判断しますが、仮に虐待の事実がなくても通告者が責任を問われることはなく、プライバシーも守られます。

「虐待では」と感じたときは、勇気をもって通告・相談してください。



【問い合わせ・相談先】 子育て支援課 ☎0994-43-2111 内線3186
大隅児童相談所 ☎0994-43-7011

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成20年1月11日に施行されます。詳しくは、お問い合わせください。

●改正の主な内容

- I 保護命令制度が拡充されます。
1. 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになります。(現行法での保護命令は、身体に対する暴力を受けた被害者に対してのみでしたが、改正法では、脅迫を受けた被害者にも保護命令を発することができるようになります)
 2. 次のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。
 - ①面会の要求
 - ②行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③著しく粗野・乱暴な言動
- II 無言電話、連続しての電話・FAX・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く) 等
- III 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。
- IV 市町村基本計画の策定が努力義務となります。
- III 配偶者暴力相談支援センターに関することが改正されます。
- IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへ保護命令発令を通知することになります。
- ※配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

【問い合わせ】 子育て支援課 ☎0994-43-2111 内線3186
市民活動推進課男女共同参画推進室 ☎0994-31-1147